

## お知らせ（事業の施行について）

都市計画法第62条第1項の規定により、令和3年9月21日付で西三河都市計画道路事業3・4・5号国道1号線について、都市計画事業の承認の告示がなされたので、都市計画法第66条の規定に基づき、次のとおりお知らせいたします。

なお、事業地の一部について、都市計画法第69条の規定により適用される土地収用法第31条の規定により、都市計画事業の承認後の収用の手続が保留されるので、あわせてお知らせします。

- 都市計画事業の種類及び名称 西三河都市計画道路事業3・4・5号 国道1号線
- 施行者の名称 国土交通大臣
- 事務所の所在地 名古屋市瑞穂区鍵田町二丁目30番地  
(中部地方整備局名古屋国道事務所)
- 事業地の所在  
ア 収用の部分 愛知県岡崎市菅生町字蟹沢、字菅生及び字元菅、菅生町一丁目、十王町二丁目、祐金町、島町、六地藏町、六地藏町一丁目、唐沢町一丁目、康生通南一丁目、康生通南二丁目、康生通南三丁目、康生通西二丁目、康生通西三丁目、康生通西四丁目並びに康生町地内  
イ 使用の部分 なし
- 収用の手続が保留される事業地  
ア 収用の部分 愛知県岡崎市菅生町字蟹沢、字菅生及び字元菅、菅生町一丁目、十王町二丁目、祐金町、島町、六地藏町、六地藏町一丁目、康生通南一丁目、康生通南二丁目、康生通西二丁目、康生通西三丁目、並びに康生町地内
- 事業施行期間 令和3年9月21日～令和13年3月31日

都市計画法第65条により、令和3年9月21日以後は事業地内の土地建物等について、事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物や工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、岡崎市長の許可が必要になります。

都市計画法第67条により、土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出なければなりません。届出から30日以内に施行者が届出に係る土地建物等を買取り取るべき旨を通知したときは、予定金額で売買が成立したものとみなされます。

都市計画法第68条により、収用の手続が保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求ができます。買い取る土地の価額は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。なお、土地に他人の権利や物件等が存する土地は請求することができませんので留意してください。

なお、この事業に関する関係図面は、岡崎市役所都市計画課で縦覧ができます。

その他ご不明な点や詳細については、下記連絡先へおたずねください。また、用地補償等に関する詳しい内容は、「都市計画法に基づく事業承認が行われたことに伴うお知らせ」に記載されていますので必要な方は、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所用地第一課、岡崎市役所都市計画課においてくだされば配布いたします。

連絡先 国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所  
所在地 名古屋市瑞穂区鍵田町二丁目30番地  
事業の施行に関すること 計 画 課 電話 052-853-7323  
用地補償に関すること 用地第一課 電話 052-853-7322

## お知らせ（用地補償について）

都市計画法第62条第1項の規定により、令和3年9月21日付で西三河都市計画道路事業3・4・5号国道1号線について、都市計画事業の承認の告示がなされたので、土地所有者及び関係人の皆様に、都市計画法第70条の規定に基づいて適用される土地収用法第28条の2の規定により、次の事項についてお知らせいたします。

- 事業承認の告示があった土地(起業地)  
左記4, 5のとおり  
  
(注)この土地を表示する図面は、岡崎市役所都市計画課でご覧ください。
- 土地価格の固定について  
前記1の土地については、事業承認の告示があった日(都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日)をもって土地価格が固定されることとなります。
- 関係人の範囲の制限について  
事業承認の告示があった日(都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日)以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き、関係人に含まれません。
- 裁決手続開始の登記について  
土地及びその土地に関する所有権以外の権利について、裁決手続開始の登記がなされると、権利者が決まります。そのため、この登記後に権利を継承等した方は、相続等の場合を除き、権利者に含まれません。
- 損失補償の制限について  
事業承認の告示があった日(都市計画法第71条第1項に規定する事業の認定の告示があったとみなされる日)以後に、起業地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ愛知県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- 裁決申請の請求について  
裁決申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者に対して請求することができます。
- 補償金の支払請求について  
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。
- 明渡裁決の申立てについて  
明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接愛知県収用委員会あてに申立てをすることができます。
- お知らせの配布について  
用地補償等に関する詳しい内容は、「都市計画法に基づく事業承認が行われたことに伴うお知らせ」に記載されていますので必要な方は、国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所用地第一課、岡崎市役所都市計画課においてくだされば配布いたします。

その他不明な点については、下記連絡先におたずねください。

連絡先 国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所  
所在地 名古屋市瑞穂区鍵田町二丁目30番地  
事業の施行に関すること 計 画 課 電話 052-853-7323  
用地補償に関すること 用地第一課 電話 052-853-7322